

(4) 洪水時等における情報提供について

**平成 1 8 年 3 月 2 4 日
一宮川流域委員会事務局**

洪水時の雨量・水位の情報提供

平成16年の全国各地の豪雨災害をうけて、水防法の一部が改正されました。
特にその中で、今回、洪水時の情報提供についての現在の千葉県の取り組みを報告
します。

1. 水防法の改正点の一部抜粋

(水位の通報及び公表)

第12条

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位
(前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒す
べきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。) を超えるときは、その
水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければなら
ない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のう
ち、河川法(昭和39年法律第167号)第9条第2項に規定する指定区間外の一級河
川(同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により
国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特
別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒す
べき水位をいう。次項において同じ。) を定め、当該河川の水位がこれに達したとき
は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するととも
に、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければなら
ない。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

- 第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会
議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項にお
いて同じ。)は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町

村地域防災計画(同法第 42 条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等(第 10 条第1項若しくは第2項若しくは第 11 条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第 13 条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

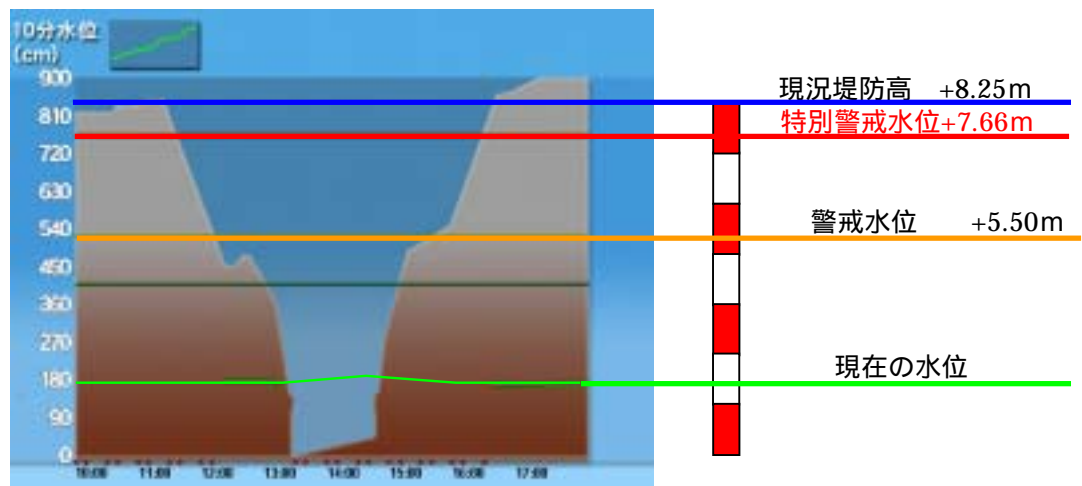
三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- 2 市町村防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3 第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

2. 避難の目安となる特別警戒水位について

千葉県では、洪水時における浸水被害の形態や浸水深、避難方法、その水位に至る発生頻度等を勘案し、洪水により重大な損害が発生する恐れのある県内 13 河川について、避難目安となる「特別警戒水位」を設定し、一宮川では、水位計が設置されている茂原市茂原(早野水位観測所)にて、特別警戒水位を T.P. + 7.66m としました。

なお、この水位については、今後発生する洪水に際し、恒久的な数値ではなく、河川改修の推進、降雨の発生状況、観測期間の充実、観測機器の精度向上、災害発生における課題等を勘案し、適宜見直しを行います。



3. 県の情報提供の状況

9月1日より、県内約200箇所に設置された雨量・水位情報を、県庁ホームページで公開しています。

インターネットへの接続は、各種検索サイトから「WINC2」と入力頂ければ、右のような画面が表示されます。



また、平成 18 年 4 月以降は、一部のテレビ、ラジオ等を通じて特別警戒水位の到達情報を提供していく予定です。

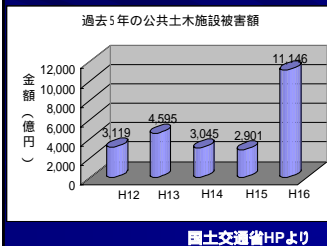
洪水時等における 情報提供について

平成18年3月24日
第6回 一宮川流域委員会

前回のおさらい

平成16年の国内の災害実績

- 新潟県・福島県の豪雨災害～新潟県中越地震
- 県内でも400mmの豪雨で水害が発生



夷隅川の被害状況



その後の動向

具体的な対応方針

(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川の激変
- ・避難勧告を行う基準が不明確
- ・避難勧告が発令されない、もしくは情報が届かない

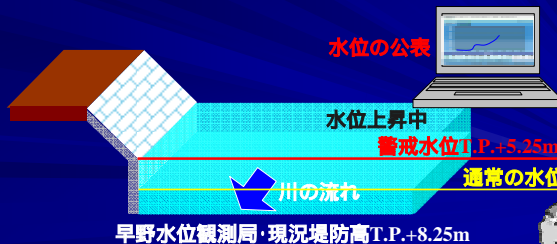
↓ 平成17年7月1日 改正水防法施行

- (対応策) **一宮川では、義務化**
- (1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表(H17.9.1～)
 - (2) 避難の目安となる水位の設定(H17.8.1)
 - (3) 洪水ハザードマップの整備と情報伝達体制の確保(浸水想定区域図H18、ハザードマップH19以降)



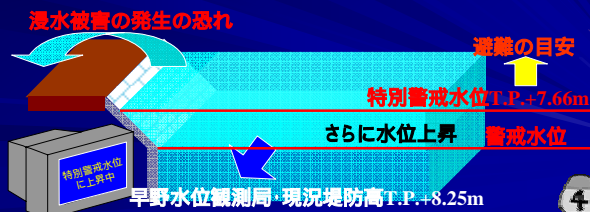
(1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表

水位の通報及び公表(第12条の2)
警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。



(2) 避難の目安となる水位の設定

知事が行う水位情報の通知及び周知(第13条の2)
水位情報周知河川について、特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときは水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。



(3) 洪水ハザードマップの整備と 情報伝達体制の確保



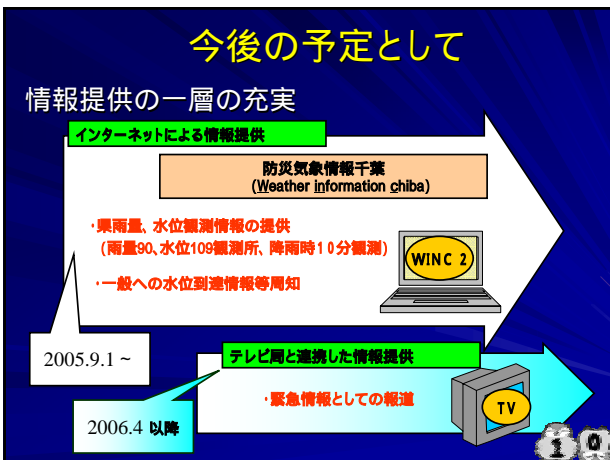
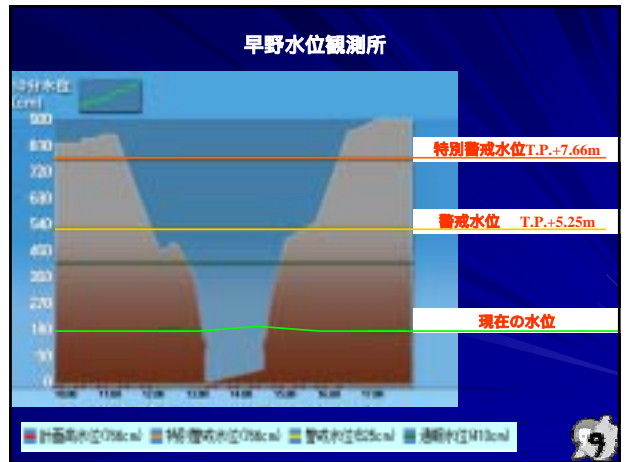
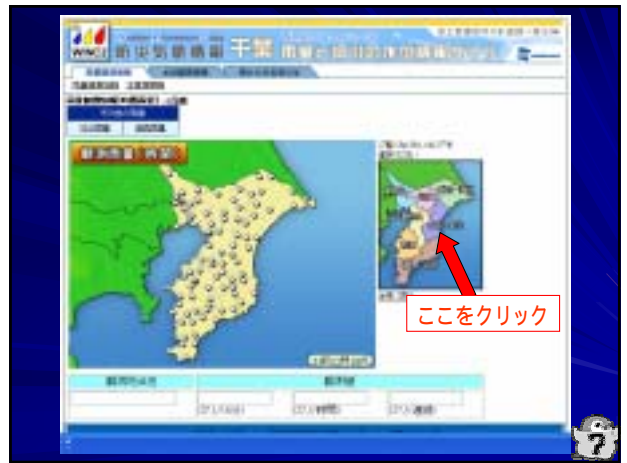
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域を含む市町村の長は、情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布その他の必要な措置をとらなければならない。



雨量・水位の閲覧は、インターネットで

インターネットの検索サイトから「WINC 2」と入力し、検索すると簡単に見つかります。



- ### (2) 市町村防災マップの見直し
- 県が行う一宮川浸水想定区域図の見直し
 - 太平洋沿岸の津波浸水想定区域図の作成
 - 土砂災害警戒区域等の指定
-